

ヤミ金融対策法が成立

貸金業規制法と出資法の改正法

深刻な社会問題となつてゐるヤミ金融問題に対処するため第百五十六回国会において、ヤミ金融対策法（貸金業規制法及び出資法等の一部改正法）が成立しました。金融庁としても、貸金業登録制度の強化により、悪質な業者が安易に貸金業登録を行い暴力団等から資金を得て組織的に貸付けを行うといった事例の排除に努めるとともに、相談体制の強化や捜査当局等関係機関との一層の連携強化に努めます。ヤミ金融対策法の主な内容は、次のとおりです（2、3及び5は平成十五年九月一日に施行）。

1 貸金業登録制度の強化

貸金業登録の審査について、申請者等の本人確認を義務化するとともに、人的要件（例えば、暴力団員の排除）の強化や財産的要件の追加、各営業店への主任者の設置の義務付けにより、さらに厳格な登録審査を行うこととなりました。

①暴力団関係者や財産的基礎を有しない者等の登録拒否理由の追加

②登録時の運転免許証や旅券等による本人確認等の強化

③貸金業者登録簿の登録事項の追加

④複数の都道府県に営業所等を有する貸金業の登録免許税を九万円から十五万円に引き上げ

2 罰則の大幅な引き上げ

高金利貸付け、無登録営業に関する罰則が大幅に引き上げられました。また、高金利を要求する行為そのものも罰則の対象となりました。

◆高金利違反→五年以下の懲役、一千円（法人の場合三千万円）以下の罰金

◆無登録営業→五年以下の懲役、一千円（法人の場合一億円）以下の罰金

3 違法な広告、勧誘行為の規制

無登録業者の広告、勧誘行為について罰則が適用されるようになりました。

◆罰則の新設→百万円以下の罰金

5 年利109・5%を超える利息での貸付契約の無効化

貸金業者が109・5%を超える利息での貸付契約を行つた場合には、当該契約は無効であり、利息については一切支払う必要がありません。

4 違法な取立行為の規制強化

正当な理由のない夜間の取立て、勤務先等居宅以外への電話や訪問、第三者への弁済の要求など行つてはならない取立行為の具体的例について、法律で明確にされたとともに、罰則も引き上げられました（無登録業者の行為も罰則の対象となります）。

◆罰則の引き上げ→二年以下の懲役、三百万円以下の罰金

資金需要者への情報提供

貸金業を営む者は、主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長または都道府県知事の登録を受けなければなりません。

借り入れをする前に、業者の登録

なお、年利29・2%を超える利息は出資法違反となり罰則の対象となります。借り入れの際には、利息が年29・2%を超えていかどうか確認してください。年29・2%とは、元本一万元につき一日八円の利息となります。





の有無を確認しましょう。登録していきない業者（ヤミ金融業者）からは絶対に借りないことです。

無登録業者からの借入れによる被害の未然防止のため、金融庁ホームページで、全国の財務局または都道府県に登録されている貸金業者の登録内容（登録業者の商号、登録番号、所在地等）を検索できるサービスを提供するとともに、財務局登録番号を詐称しているような悪質な業者に関する情報を提供しています。

最新の情報やご不明な点は、登録番号に記載されている各財務局・都道府県にお問い合わせください。（金融庁ホームページからアクセスできます。）

登録貸金業者情報検索サービス運用開始

◆全国に登録されている貸金業者が一元的に検索できます！

今般、資金需要者の保護の観点から、金融庁ホームページにおいて、全国の財務局・都道府県に登録されている貸金業者の登録内容を検索できるシステムを構築し、運用を開始しました。

〔注〕本システムには、現在京都府に登録されている貸金業者の情報と、富山県に登録されている貸金業者の一部の情報は含まれてありません。

本サービスで検索したい業者名等を入力し、登録されている貸金業者に該当した場合には、以下の情報の全部または一部が紹介されます。

（商号・名称・法人・個人の別／登録先、登録番号、登録日／代表者氏名／本店の所在地・郵便番号・電話番号／行政処分（業務停止）中の貸金業者については、その開始日と終了日）

※貸金業を営む者は、国（財務局）又は都道府県の登録を受けなければならぬことになります。

登録貸金業者情報検索サービス

<http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>

金融庁ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/>